

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年5月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
平成19年1月5日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出）
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカセンター琴平店 仲多度郡琴平町榎井字中之町702番1ほか
- 3 法第8条第1項の規定により琴平町から聴取した意見の概要
 - (1) 交通に関する事項
営業時間の延長に伴い、交通混雑、交通事故の発生が予想されるため、交通誘導員により事故防止対策をしていただきたい。
 - (2) 騒音に関する事項
学校、住宅地が隣接しているため、荷さばきやエアコン設備に伴う騒音を最小限に止める対策をしていただきたい。
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
 - (1) 意見書を提出した者
琴平町商工会
 - (2) 意見の概要
 - ア 交通に関する事項
営業時間の延長により国道32号への出入口付近において、交通混雑と交通事故の発生がより一層懸念されるため、交通誘導員等により事故防止対策を講じていただきたい。
 - イ 青少年に関する事項
営業時間の延長により、青少年の夜間の来店が見込まれるおそれがあるので、駐車場等の照明を明るくし、非行防止の対策についてご配慮していただきたい。
 - ウ 騒音に関する事項
早朝からの荷さばき及び深夜の荷さばき作業に伴い発生する騒音は、周辺生活環境への影響をおよぼすおそれがあるので、影響を最小限に止める対策をしていただきたい。
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課及び琴平町観光商工課
 - (2) 縦覧期間
平成19年5月25日（金曜日）から同年6月25日（火曜日）まで